

大宮駅西口交通結節点事業計画検討会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大宮駅西口交通結節点事業計画検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会は、大宮駅西口において関係機関連携のもと、大宮駅周辺の交通結節機能の強化等に向けた事業計画の具体化を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行う。

- (1) 事業計画に係る検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、有識者、行政機関、交通事業者をもって組織し、構成は別紙のとおりとする。

- 2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
- 3. 任期は、事業計画の策定が完了するまでとする。
- 4. 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(座 長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選をもって充てる。

- 2. 座長は検討会の会務を総括する。
- 3. 座長が職務を遂行出来ない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4. 座長は、必要があると認めたとき委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5. 座長は、やむを得ない事由により検討会の会議の開催が困難な場合においては、資料等を委員、当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、それをもって検討会の開催に代えることができる。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を審議するため、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2. 検討会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第8条 この検討会の審議は非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料・議事要旨の公表)

第9条 検討会における資料及び議事要旨については、検討会終了後、公表するものとする。

(規約の変更)

第10条 本規約の改正等は、出席委員の過半数以上の賛同をもって行うことができるものとする。

(事務局)

第11条 検討会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、さいたま市都市局都市計画部交通政策課及び国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課に置くものとする。

(補 足)

第12条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和3年4月21日より適用する。

大宮駅西口交通結節点事業計画検討会 名簿

<委 員>

所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
一般財団法人 計量計画研究所 代表理事	岸井 隆幸	座長
埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚	
東京大学大学院工学系研究科 教授	羽藤 英二	
東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 財務・投資計画部門 投資調査・計画共創ユニットリーダー	島児 伸次	
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 企画総務部 経営戦略ユニットリーダー	伊藤 滋	
一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇	
埼玉県 警察本部 交通部長	丹下 浩之	
埼玉県 県土整備部長	北田 健夫	
埼玉県 都市整備部長	村田 暁俊	
さいたま市 副市長	小川 博之	
さいたま市 都市局長	篠崎 靖夫	
さいたま市 建設局長	吉岡 哲幸	
国土交通省 関東地方整備局 道路部長	松本 健	
国土交通省 関東地方整備局 建政部長	家田 健一郎	
国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所長	阿部 俊彦	

※敬称略

<事務局>

さいたま市 都市局 都市計画部 交通政策課
国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課